

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) 交付要綱
(インフラ整備事業(国土交通省所管下水道事業))

令和7年4月1日
国 水 下 6 6 号

国土交通事務次官

第1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱(令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121 財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、別表の各対象事業の要件のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下単に「認定地方公共団体」という。)とする。ただし、社会資本整備円滑化地籍整備事業については、認定地方公共団体が実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業に対して経費の負担を行う都道府県とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行うものとする。ただし、第6 3の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業(以下「当初予定事業」という。)以外のインフラ整備事業(以下「他の事業」という。)に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行っ

た大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が認定地方公共団体及び都道府県に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象事業が実施される年度から起算して、おおむね5か年度以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A：実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B：実施計画に記載されている対象事業ごとに別表の国の負担割合に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C：実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D：算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額の1/2未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

また、当初予定事業又は当該他の事業の関連事業として社会資本整備円滑化地籍整備事業を実施する場合は、同事業に対して経費の負担を行う都道府県との協議が整った場合に限る。

第7 指導監督交付金

国土交通大臣は、都道府県に対し、工事費(工事雑費を除く。)と別に、指導監督交付金(都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。)を交付することができる。

第8 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、国土交付規則第3条及び第4条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者(以下「交付申請者」という。)は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第9 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び国土交付規則第5条第1項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第10 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第11 遂行状況報告

- 1 適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から12月31日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の1月31日までに、国土交通大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が交付金について、公共事業等の事業に係る契

約及び支出の状況報告について(昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知)に係る報告を地方整備局(北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局)に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

- 3 第1項による報告のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣は交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第12 実績報告

- 1 適正化法第14条、適正化法施行令第8条及び国土交付規則第9条第1項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第14条後段の規定による報告は、国土交付規則第9条第2項の規定により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに行うものとする。
- 2 ただし、国土交通大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月末日までとすることができる。

第13 交付金の額の確定等

国土交通大臣は、第12の規定により実績報告書を受領したときは、その報告に係る事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適合すると認めたときは、適正化法第15条の規定により交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書を通知するものとする。

第14 交付金の経理

事業主体及び交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱の一部改正について((令和5年3月30日付け4農振第3001号、国水下事第33号、環循適発第2303232号)。以下、「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和6年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和6年度末までに法第5条第15項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載され

ている第5条第4項第1号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

別表

種別		事業	要件、率
下水道 整備事業		(1)下水道床上浸水対策事業	下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱の一部改定について(令和5年3月31日付け国水下水事41号)、下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱の運用について(令和5年3月31日付け国水下水事48号)の規定を準用する。
		(2)事業間連携下水道事業	
		(3)大規模雨水処理施設整備事業	大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の施行について(令和2年3月31日付け国水下水事第42号)、大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の運用について(令和2年3月31日国水下水事第55号)の規定を準用する。
		(4)官民連携浸水対策下水道事業	官民連携浸水対策下水道事業実施要綱(令和3年11月1日国水下水事第29号)、官民連携浸水対策下水道事業実施要綱の運用について(令和3年11月1日国水下水事第31号)の規定を準用する。
		(5)特定地域都市浸水被害対策事業実施要綱	特定地域都市浸水被害対策事業実施要綱(平成30年4月6日国水下水事第87号)の規定を準用する。
		(6)下水道広域的災害対応支援事業	下水道広域的災害支援事業実施要綱の施行について(令和5年3月31日付け国水下水事第40号)の規定を準用する。
		(7)下水道脱炭素化推進事業	下水道脱炭素化推進事業実施要綱の施行について(令和4年3月31日付け国水下水事第64号)の規定を準用する。
		(8)下水汚泥肥料化推進事業	下水汚泥肥料化推進事業実施要綱の施行について(令和6年3月29日付け国水下水事第49号)の規定を準用する。
		(9)民間活力イノベーション推進下水道事業	民間活力イノベーション推進下水道事業実施要綱(平成30年4月6日付け国水下水事第88号)の規定を準用する。
		(10)下水道基幹施設耐震化事業	下水道基幹施設耐震化事業実施要綱(令和7年4月1日付け国水下水第63号)の規定を準用する。
社会資本 総合整備 事業	社会資本	(11)通常の下水道事業	社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知)附属第Ⅰ編イー7-(2)-①、附属第Ⅱ編イー7-(2)-①及び附属第Ⅲ編イー7-(2)-①の規定を準用する。
	整備	(12)下水道浸水被害軽減総合事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イー7-(2)-②、附属第Ⅱ編イー7-(2)-②及び附属第Ⅲ編イー7-(2)-②の規定を準用する。
	総合整備事業	(13)下水道総合地震対策事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イー7-(2)-③、附属第Ⅱ編イー7-(2)-③及び附属第Ⅲ編イー7-

業	付 金		－(2)－③の規定を準用する。
		(14)特定水域合流式下水道改善事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－④、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－④及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－④の規定を準用する。
		(15)都市水害対策共同事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑤、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑤及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑤の規定を準用する。
		(16)下水道整備推進重点化事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑥、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑥及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑥の規定を準用する。
		(17)下水道ストックマネジメント支援制度	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑦、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑦及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑦の規定を準用する。
		(18)下水道広域化推進総合事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑧、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑧及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑧の規定を準用する。
		(19)下水道リノベーション推進総合事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑨、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑨及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑨の規定を準用する。
		(20)新世代下水道支援事業制度	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑩、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑩及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑩の規定を準用する。
		(21)下水道地域活力向上計画策定事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑪、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑪及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑪の規定を準用する。
		(22)下水道民間活力導入促進事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑫、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑫及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑫の規定を準用する。
		(23)内水浸水リスクマネジメント推進事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑬、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑬及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑬の規定を準用する。
		(24)下水道情報デジタル化支援事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑭、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑭及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑭の規定を準用する。
		(25)下水道温室効果ガス削減推進事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－7－(2)－⑮、附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑮及び附属第Ⅲ編イ－7－(2)－⑮の規定を準用する。
		(26)都市水環境整備下水道事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編イ－14－(1)、附属第Ⅱ編イ－14－(1)及び附属第Ⅲ編イ－14－

		(1)の規定を準用する。
防 災 ・ 安 全 交 付 金	(27)通常の下水道事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰロ-7-(2)-①、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-①及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-①の規定を準用する。
	(28)下水道浸水被害軽減総合事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-②、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-②及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-②の規定を準用する。
	(29)下水道総合地震対策事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-③、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-③及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-③の規定を準用する。
	(30)特定水域合流式下水道改善事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-④、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-④及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-④の規定を準用する。
	(31)都市水害対策共同事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑤、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑤及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-⑤の規定を準用する。
	(32)下水道ストックマネジメント支援制度	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑥、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑥及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-⑥の規定を準用する。
	(33)下水道広域化推進総合事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑧、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑧及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-⑧の規定を準用する。
	(34)下水道リノベーション推進総合事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑨、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑨及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-⑨の規定を準用する。
	(35)新世代下水道支援事業制度	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑩、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑩及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-⑩の規定を準用する。
	(36)下水道民間活力導入促進事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑫、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑫及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-⑫の規定を準用する。
	(37)内水浸水リスクマネジメント推進事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑬、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑬及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-⑬の規定を準用する。
	(38)下水道情報デジタル化支援事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑭、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑭及び附属第Ⅲ編ロ-7-(2)-⑭の規定を準用する。
	(39)下水道温室効果ガス削減推進事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-7-(2)-⑮、附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑮及び附属第Ⅲ編ロ-7-

			－(2)－⑮の規定を準用する。
		(40)都市水環境整備下水道事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－14－(1)、附属第Ⅱ編ロ－14－(1)及び附属第Ⅲ編ロ－14－(1)の規定を準用する。
		(41)関連事業 イ 関連社会資本整備事業 ロ 効果促進事業 ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業	要件については、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号の規定を準用する。この場合において、「社会資本総合整備計画」とあるのは「実施計画」と、「基幹事業と一体」とあるのは「交付要綱別表(11)から(40)までの事業と一体」と、「基幹事業が」とあるのは「事業が」と、「社会資本整備総合交付金」とあるのは「交付金」と、「基幹事業に」とあるのは「交付要綱別表(11)から(40)までの事業に」と読み替えるものとする。 国費の算定方法については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第2章の規定を準用する。

注1：別表で示す通知が改正された場合には、最新の通知を準用することとする。